１　「受益と負担の適正化」へ向けた取組とは？

「受益と負担の適正化」とは？

行政サービスを利用し利益を受ける方に，その利益に見合った応分の負担を求めることで，利益を受けない方との負担の公平性を確保することです。

「受益と負担の適正化」へ向けた取組指針の策定

受益と負担の考え方に基づきながら，使用料・手数料の適正な料金設定を行うため，平成１７年２月に，「受益と負担の適正化」へ向けた取組指針を策定しました。

取組指針の３本柱

柱　①

コスト算定の明確化

コスト負担割合の明確化

柱　②

減免取扱の適正化

柱　③

定期的な見直し

これまでの取組

平成１７年度　取組指針に基づき使用料・手数料を改定
（平成16年度の決算により算定）

平成２１年度　見直し作業　⇒　改定見送り
（経済・雇用状況悪化のため）

平成２５年度　見直し作業　⇒　改定見送り
（当時，平成27年10月に予定されていた消費税の再増税に併せて検討することとしたため）

４年ごとに定期的な見直し作業を実施・・・

平成２９年度　⇒　**見直しの年**

取組指針の策定から１２年が経過・・・
今の時代に合った内容となるように

取組指針の見直しを検討

今後の予定

平成２９年９月　「受益と負担の適正化」へ向けた取組指針（改訂版）を策定

平成３０年４月　使用料・手数料を改定
（取組指針（改訂版）により料金算定）

２ 取組指針の見直し内容

課題１　定期的な見直しの実施による受益負担の適正化

～　時代に対応したコストの捕捉　と　減免の取扱い

●市有施設の収支状況（例：社会教育施設）

（単位：億円）

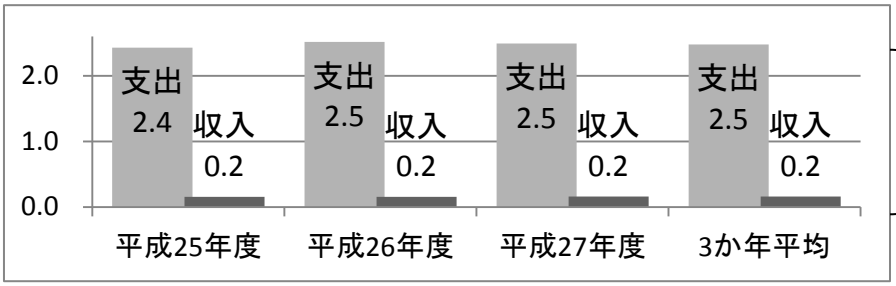

支出と収入の差額は市税などで賄われています

●最新コストの反映
- 消費税率の上昇
  平成２６年４月に，５%から８%に引き上げ
- 電気料金等の増加
  電気料金や業務委託料における労務単価などの上昇
- 職員人件費の減少
  平成１７年度より，職員給与は減少

現行の施設使用料・手数料には反映されてません

●無料施設の有料化
負担を求めるべき現在無料の施設 → **有料化を検討する必要があります**

見直しの内容　１

柱①　コスト算定の明確化・コスト負担割合の明確化　資料２の㋑㋒

○コスト算定の対象年度

＜現状＞
H28（実績）→ H29（見直し）→ H30（料金改定）
直近のみ

＜改訂案＞
H25～28（実績）→ H29（見直し）→ H30（料金改定）
過去４年の平均

○無料施設の有料化
受益者負担を求めるべき施設は，他都市の状況や費用対効果を踏まえ，有料化を検討

柱②　減免取扱の適正化　資料２の㋓㋔

○減免基準

	現状	改訂案
若者の団体が公益的・公共的な活動のために利用（構成員の半数以上が３０歳未満の場合）	減免なし	減額（５割）
高齢者（７０歳以上）の使用料	免除	

柱③　定期的な見直し　資料２の㋕

○見直しの時期

＜現状＞
見直しの年 → ４年後 → 見直しの年
料金改定しても，見送っても，次は４年後

＜改訂案＞
見直しの年 → １年後，２年後など → 見直しの年
見送った場合，特別な事情が生じた場合，～　次の４年を待たずに見直し

課題２　市有施設の老朽化への対応

～資本的経費（建設費など）の取扱い

●市有施設の老朽化

・建築から３０年を経過した施設（延床面積）が半数以上

施設を維持するためには，
今後，改修費用などが必要になります

「平成28年度版旭川市公共施設白書」より

見直しの内容　２

柱①　コスト算定の明確化・コスト負担割合の明確化　資料２の㋐

○コスト算定の対象範囲（使用料）　～　減価償却費の追加

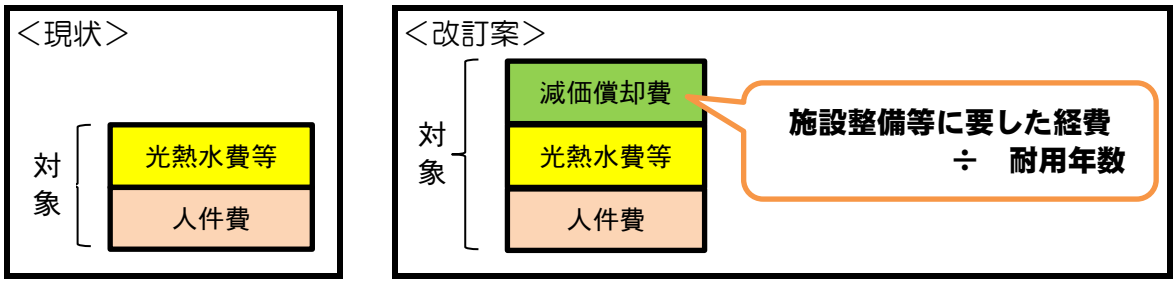

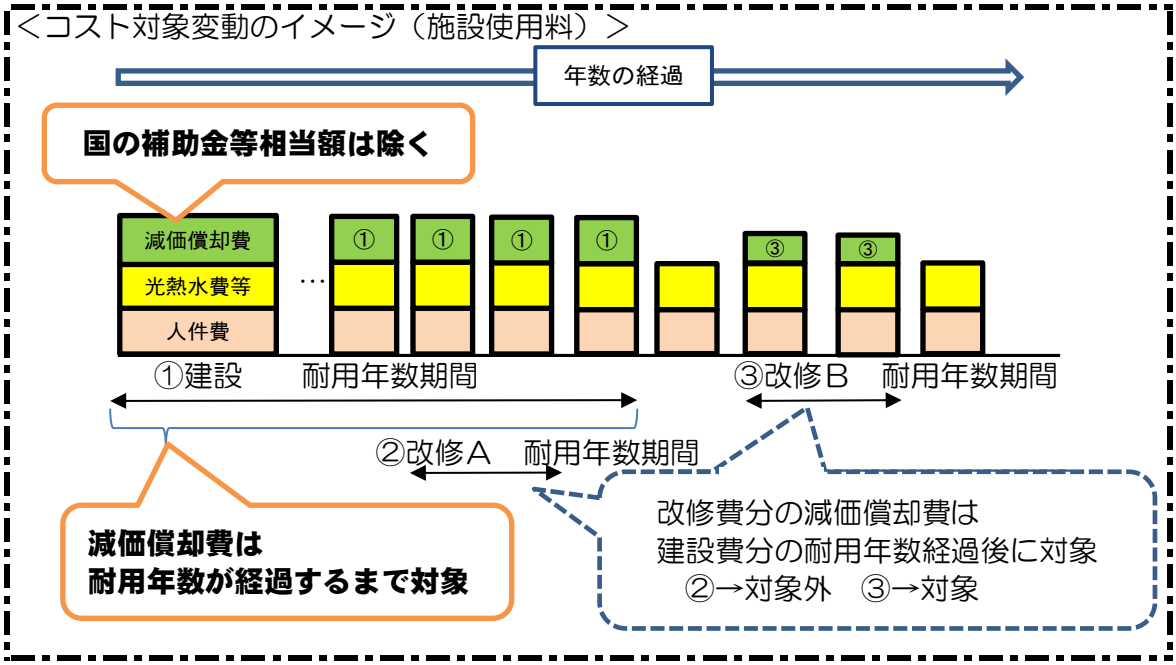

その他　資料２の㋖

○激変緩和措置　～　上限率１．５倍の設定

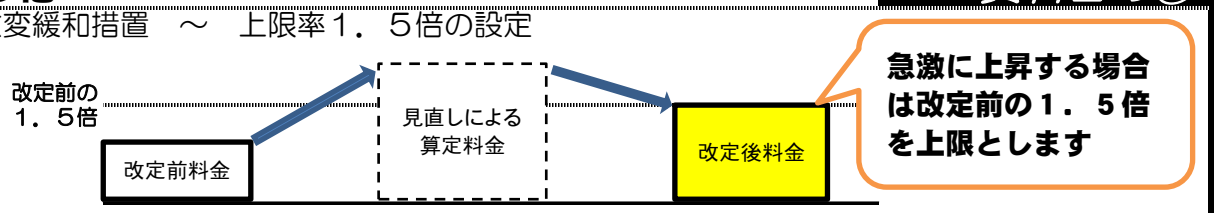

「受益と負担の適正化」へ向けた取組指針（改訂版）（素案）の概要

3本柱	項目			現行	改訂（案）	改訂の考え方
柱①	コスト算定の明確化	対象範囲	使用料	○施設を経常的に維持管理するための経費 ・物件費等の消費的支出 ・施設の維持管理に要する人件費 （※冷暖房料の割増料金あり）	○施設を経常的に維持管理するための経費 ・物件費等の消費的支出 ・施設の維持管理に要する人件費 （※冷暖房料の割増料金あり）	（変更なし）
					㋐ ○減価償却費 ・施設（建物・設備等）整備等に要した経費 ÷ 耐用年数	現行の取組指針では「対象とすべき」としつつも，すべての市民に利用の機会を提供するための経費として捉え，対象から除外していたが，人口減少や施設老朽化の進行，今後の改修・更新財源の確保などの課題に対応するため，対象に加える。
			手数料	○サービス提供のために直接必要となる経費 ・事務処理に要する事務経費 ・事務処理に要する人件費	○サービス提供のために直接必要となる経費 ・事務処理に要する事務経費 ・事務処理に要する人件費	（変更なし）
		対象コスト	使用料・手数料	○直近年度の決算額による。	㋑ ○直近4か年度の決算額の平均額を基本とする。	単年度の特殊要因を平準化できることから，決算の平均額とする。
	コスト負担割合の明確化	負担割合	使用料	○広く市民に及ぶ義務的なサービス 市費負担 100%　受益者負担 0% ○広く市民に及ぶが選択的なサービス 市費負担 50%　受益者負担 50% ○便益が特定されるサービス・民間と競合するサービス 市費負担 0%　受益者負担 100% （貸室・共用スペースを対象とし，管理スペースを除く。）	○広く市民に及ぶ義務的なサービス 市費負担 100%　受益者負担 0% ○広く市民に及ぶが選択的なサービス 市費負担 50%　受益者負担 50% ○便益が特定されるサービス・民間と競合するサービス 市費負担 0%　受益者負担 100% （貸室・共用スペースを対象とし，管理スペースを除く。）	（変更なし）
			手数料	○受益者負担 100%（原則）	○受益者負担 100%（原則）	（変更なし）
		無料施設の有料化		○現行の無料施設は有料化を検討し，必要な施設は有料化する。	㋒ ○受益者負担を求めるべき施設である場合は，他都市の状況や費用対効果を踏まえ，有料化を検討する。	受益と負担の適正化を徹底するため，表現を変更する。
柱②	減免取扱の適正化	＜各種団体等の減免規定を設けている施設＞　地区会館，公民館，農村地域センターなど				
			対象者	○社会教育団体，社会福祉団体及び地域自治団体等が本来の活動のために利用	○社会教育団体，社会福祉団体及び地域自治団体等が本来の活動のために利用	（取扱変更なし）
			減免内容	○免除→減額（5割）	○減額（5割）	（取扱変更なし）
		＜高齢者の減免規定を設けている施設＞　科学館，博物館など				
			対象者	○高齢者（60歳以上→70歳以上）	○高齢者（70歳以上）	（取扱変更なし）
			減免内容	○免除	㋓ ○減額（5割）	負担の公平性を図れるよう，減免内容を変更する。
		＜学生・若年層向けに新たに減免規定を設ける施設＞				
			対象者		㋔ ○若者の団体が公益的・公共的な活動のために利用	次代を担う学生・若年層の活動を促し，地域の活性化と担い手の育成を図るため，新たに対象とする。
			減免内容		○構成員の半数以上が30歳未満の場合，減額（5割）	他の区分に準じ，減額（5割）とする。
柱③	定期的な見直し			○4年を目途に必要な見直し	㋕ ○4年を目途に必要な見直し。 （定期の料金改定を見送った場合や，見直しが必要な特別な事情が生じた場合は，次の4年を待たずに見直しを行う。）	できるだけ最新のコストを反映させることで，受益と負担の適正化を図る。

その他	○受益者の負担が急激に上昇する場合は，激変緩和措置（上限率の設定や段階的な改定等）を考慮することを基本とする。	㋖ ○受益者の負担が急激に上昇する場合は，激変緩和措置として改定前の料金の1．5倍を上限とする。	上限率を明示する。